

テーマ

経営者の皆様、もしもの場合に備えていますか？



PROFILE

高橋諭 司法書士行政書士事務所
司法書士・行政書士 高橋 諭 Takahashi Satoshi

[主な経歴]

能代市出身。東北大大学法学部卒。
秋田県司法書士会、秋田県行政書士会、日本スポーツ法学会所属。
秋田県庁、秋田地方裁判所での勤務を経て令和4年8月に開業。
相続・生前対策・会社関係法務などについて、法的紛争に陥りやすいポイントを押さえた、紛争を未然に防ぐための相談・対策得意としている。

人生100年時代が近づいているとは言いますが、不測の事態はいつでも、誰にでも起こりうることです。そうなってしまった場合でも、ほんの少しの準備をしておけば、ご家族や従業員の負担を軽くすることができます。

経営者の皆様におかれましては日々の業務に大変お忙しくされていることと思いますが、一度立ち止まって、以下のようなもしもの場合について是非お考えいただければと思います。



◎認知症対策

1 会社の株式の全て、又は大多数を一人が保有している場合に、その方が認知症などの意思能力を欠く状態になったとき、会社の運営に支障をきたすことがあります。

法律行為をすることの法的な意味を理解・判断する能力は、民法上意思能力といいますが、この能力を欠く状態になった場合は、意思が表明できない以上、株主総会で議決権行使することができなくなってしまうからです。

そうすると、株主総会決議に必要な議決権数が確保できない、いわゆるデッドロックの状態に陥ってしまいます。

2 株主総会の決議は、定款の変更や役員の変更、会社の解散など会社にとって重要な事項を決定するものですので、これがないと様々な場面で支障が出るおそれがあります。

そのような状態を回避するための対策はいくつかあります、代表的なものを紹介します。

①属人的株式の活用

属人的株式とは、株主ごとに異なる取り扱いをする定めをいいます。

例えば、900株を有するAと100株を有するBがいる場合に「Aが認知症になった場合にはBは1株につき20個の議決権を有する」または、「Aが認知症になった場合にはAは議決権を有しない」と規定しておきます。

このようにすれば、Aが認知症になってもB一人で過半数あるいは3分の2の議決権を確保でき、株主総会において引き続き決議することができます。

②任意後見契約

これは、予め公正証書によって任意後見人を選任しておき、自身が認知症等になった場合には任意後見人が財産の管理を行うこととする契約です。いわゆる「後見」制度ですが、裁判所が後見人を定める「法定後見」とは、自分の意思で後見人を選ぶことができる点が異なります。(ただし、効力の発生には家庭裁判所に任意後見監督人を選任してもらう必要があります。)

この契約において、財産管理の代理権の範囲として議決権の行使を定めておくことで、任意後見人が本人に代わり株主総会における決議に参加することができます。

③その他にも、民事信託(家族信託)や財産管理契約などの方法で議決権の行使を第三者に委ねることもできます。

◎相続対策

1 株主の死亡により相続が発生した場合、株式が会社の意思決定にとって好ましくない相続人の手に渡る可能性があります。そうした方々が株主総会での議決権行使すると、会社の意思決定に支障が出ることが考えられます。

2 こうした事態は以下のようないくつかの対策で防ぐことができます。

①遺言

これについて詳しい説明は不要とは思いますが、遺言によって株式を承継する者を定めておくことはとても有効です。特に、既に後継者が決まっている場合はその方に相続又は遺贈することを決めておくことが会社の継続的・安定的な運営には望ましいと考えられます。

遺言については書き方や形式が法律上細かく決まっているので、作成の際は司法書士などの専門家にご相談することをお勧めします。

②相続人等に対する株式売渡請求

株主に相続が発生した場合、定款に定めがあれば、会社は相続人に対して株式を売り渡すことを請求できます。これによって自己株式とし、改めて他の株主に割り当てるなどが可能となります。



これが認められるためには、

- (1)定款に売渡請求できる旨を定めておくこと
- (2)相続が発生してから1年内に相続人に対して請求すること

が必要です。 売却価格は相続人との協議となり、協議がまとまらない場合は裁判所に価格決定の申立をします。

会社の財務状況によっては多額の出費を要したり、申立の期間が定められていたりする点には注意が必要です。

◎結び

この他にも、権利意識の高まりや情報化の急速な発展が進む昨今、ハラスメントの問題やインターネット上の不適切投稿など、経営者の皆様には頭が痛い問題が山積のことだと思います。

これらも含め、不測の事態はいつ誰の身に起るかわかりませんので、ぜひまだお若い経営者の方々も、年齢に関わらず、まずは上記のような対策からご検討されてはいかがでしょうか。



参考文献

- ・『中小企業における株式管理の実務 事業承継・株主整理・資本政策～中小企業の株式を戦略的にマネジメントする!～』日本加除出版
- ・『相談対応 相続Q&A -法律・税金・保険・ライフプランニング』新日本法規出版